

店頭デリバティブ（証券/商品/その他CFD）取引に係るご注意

- ◆ 本取引は、金融商品取引法及び商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ（証券/商品/その他CFD）取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

※ この取引に関して行われた勧誘が、訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを、改めてご確認ください。

- ◆ 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。

また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。お客様の窓口へのご来店又は勧誘の要請による勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。

- ◆ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店へお申し出ください。お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

日本商品先物取引協会 相談センター

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番11号 日庄ビル6階

電話番号：03-3664-6243

（注1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前1年間に、2以上のお取引をいただいていたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

（注2） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

楽 天 証 券 株 式 会 社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号、商品先物取引業者

楽天CFD取引 契約締結前交付書面

(店頭デリバティブ（指数/商品/バラエティCFD）
取引説明書)

楽天証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号 商品先物取引業者

目次

1. CFD取引のリスク等重要事項について	5
(1) リスク等にかかる注意点	5
(2) 区分管理信託	7
(3) カバー取引先	7
2. CFD取引の仕組みについて	8
(1) 取引の方法	8
(2) 取扱銘柄及び必要証拠金及び投資可能金額	8
(3) 取引手数料及び諸料金等	8
(4) 価格提示	8
(5) 成行注文の執行等	9
(6) 指値・逆指値注文の執行等	9
(7) スリッページ	9
(8) 指値・逆指値注文の訂正・取消	9
(9) 約定の訂正・取消	9
(10) スプレッド	10
(11) 建玉の決済	10
(12) 受渡日	10
(13) 両建て	10
(14) 証拠金	10
(15) ロスカットルール	11
(16) 追加証拠金（追証）制度について	12
(17) 決済に伴う金銭の授受	12
(18) 決済損金の不足	12
(19) 課税上の取扱いについて	12
3. CFD取引の手続きについて	13
(1) 取引の開始	13
(2) 注文の指示事項	13
(3) 注文方法	14
(4) 証拠金の差入れ	14
(5) 反対売買による建玉の決済	14
(6) 取引手数料	14
(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告	14
(8) 交付書面の確認	14
(9) 楽天CFD口座の解約又は取引の制限	15
4. 店頭デリバティブ取引にかかる禁止行為	16
5. 当社の概要及び本取引に関する連絡先	20
6. CFD取引に関する主要な用語	21

はじめにお読みください

楽天CFD取引説明書

楽天CFD取引（以下、「CFD取引」といいます）は、指数CFDは、株価指数先物（以下、「参照原資産」という。）の価格を、商品CFDは商品先物（或いは直物価格を）、バラエティCFDはその他に分類される指数等をもとに当社が提示するCFD取引の買値（ASK）、売値（BID）により取引を行うデリバティブ取引であり、CFDの価格がお客様の予想に反して変動した場合、お客様に損失が発生する可能性があります。CFD取引は、商品区分ごとに法令に定められた倍率での証拠金取引が可能となるため、証拠金以上の損失を被る可能性があります。取引を開始される場合には、本書面のみでなく、楽天CFD取引規定及び楽天CFD取引ルールをお読みいただき、CFD取引の仕組みやリスクについて十分にご理解いただいたうえで、自己の判断と責任において取引を行ってください。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定および商品先物取引法第217条第1項の規定に基づきお客様に交付する書面で、金融商品取引法第2条第22項および商品先物取引法第22項第5号に規定する店頭デリバティブ取引であるCFD取引について説明します。なお、ご不明な用語がございましたら、本書に掲載されている用語集をご覧ください。

1. CFD取引のリスク等重要事項について

(1) リスク等にかかる注意点

【相対取引であることについて】

- ・CFD取引は相対取引であり、当社が提示する買値（ASK）・売値（BID）にて取引を行っていただくものです。したがって、CFDの価格は、参照原資産の取引所市場価格等とは異なります。

【取引手数料及びスプレッドについて】

- ・CFD取引手数料は無料です。ただし、買値（ASK）と売値（BID）の間にはスプレッドがあり、相場環境又は時間帯により変動し、スプレッドが拡大することがあります。

【CFDの価格の変動等による影響について】

- ・CFD取引では、参照原資産の価格、金利、通貨の変動又は経済指標、政治情勢等さまざまな要因により価格が変動しますので、お客様の予想と反対方向に変動することにより、損失が生じる可能性があります。また、スプレッドの拡大、ロスカットや強制決済の執行等により、意図した取引ができない又は意図しない取引が成立することで損失が生じる可能性があります。

【証拠金を上回る損失が発生する可能性について】

- ・CFD取引に際して、お客様には当社にあらかじめ証拠金を預託していただきます。CFDの種類により、法令で定められた証拠金の額の数倍（指数CFDは10倍、商品CFDは20倍、バラエティCFDは5倍）までの取引が可能となるため、CFDの価格の変動等による影響によっては、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

【流動性低下のリスクについて】

- ・経済情勢や参照原資産の価格の状況により、参照原資産の流動性が極端に低くなった場合、証券CFD取引が成立せず、新規又は決済のための取引ができなくなる可能性があります。

【為替変動のリスクについて】

- ・外貨建てのCFDを取引した場合、お取引に適用される外国為替レートの変動に伴い、損失が生じる可能性があります。

【金利相当額及び配当相当額の受払いについて】

- ・当社のカバー取引先より提供された金利相当額を元に算出し、建玉を取引時間終了時点で保有していた場合に発生します。
- ・当社のカバー取引先より提供された配当相当額を元に算出いたします。配当相当額は、権利付最終日に建玉を取引時間終了時点で保有していた場合に発生します。

【システムリスク】

- ・CFD取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、当社又は当社のカバー取引先、当社のシス

テム委託先もしくは通信回線業者等が所有する通信回線、システム機器等に障害が発生した場合は、ご注文又は約定もしくは金銭の支払いが出来なくなる可能性があります。

【ロスカットについて】

- ・お客様の各CFD口座における証拠金維持率が50%未満になった時点で、同口座内の全ての建玉のロスカット取引が執行されます。市場環境の変動によっては、ロスカットが実行されるまでに時間がかかる場合があります。ロスカット価格がロスカット判定時の価格から大きく乖離して約定することがあります。その結果、損失額が証拠金の額を上回る可能性があります。また、取扱銘柄により取引時間でないCFD建玉のロスカット取引は、同市場が開き次第実施されるため、ロスカット取引完了に一定の時間がかかる可能性があります。

【クーリング・オフの対象外であることについて】

- ・お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）はできません。

【逆指値注文について】

- ・損失を限定させる目的又はそれ以外の目的で行われる逆指値注文は、指定された価格に達した場合に発注されるものであり、当該価格から大きく乖離した価格で約定する可能性、また、いかなる価格でも約定出来ず損失が拡大する可能性があります。

【システム障害等における対応について】

- ・CFD取引は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を行っています。そのため、カバー先におけるシステム障害等の発生により、CFD取引の約定価格に影響を及ぼしたと判断した場合には、対象となる取引につき、お客様に確認することなく、注文取消又は価格訂正処理を行う場合があります。

【海外の法令諸規則の適用及び将来の内外法令諸規則変更のリスクについて】

- ・CFD取引は海外を含む参照原資産の価格をもとにした取引であり、当社のカバー取引先も原則として海外の企業です。CFD取引については、日本の法令諸規則以外にも海外の法令諸規則が適用される場合があります。また、将来の内外法令諸規則の変更によってお客様のCFD取引に影響を及ぼす可能性があります。

【取引条件の変更又は取引制限によるリスクについて】

- ・CFD取引に関する取引条件は変更される可能性があります。変更後はお客様の既存の建玉に関しても新たな取引条件を適用します。また、お客様の取引状況等により、個別のお客様に対して取引条件の変更又は取引制限を実施する場合があります。

【天災地変、紛争、テロ等によるリスクについて】

- ・天災地変、紛争、テロその他の事情により、CFD取引のサービスが遅延又は停止する可能性があります。

【取扱いCFDの変更又はサービス提供終了のリスクについて】

- ・当社は、随時任意に特定銘柄、特定種別又はすべてのCFD取引において、取扱いの変更又はサービス提供

の終了を決定する可能性があります。取扱い又はサービス提供を終了した場合、お客様の保有建玉は、当社が決定する日時に反対売買により決済いたします。

(2) 区分管理信託

当社では、お客様から預託を受けた証拠金についてその全額を株式会社三井住友銀行における信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。ただし、当該証拠金は投資者保護基金の補償対象ではありません。

(3) カバー取引先

お客様が行うCFD取引は、当社との相対取引となります。かかる取引は、次の金融機関等をカバー取引先として当社の判断でカバー取引を行います。なお、カバー取引は、当社の判断のもとで当社が行う取引であり、カバー取引先とお客様との間には一切の契約はなく、お客様がカバー取引先に対し直接請求権を持つものではなく、またお客様からのご照会やお問い合わせに応じることもありません。

◆ジャンプ・トレーディング・パシフィック・ピーティーイー・リミテッド

Jump Trading Pacific Pte. Ltd.

金融商品取引業 MAS[シンガポール金融管理局]

◆ヴァーチャー・ファイナンシャル・シンガポール・ピーティーイー・リミテッド

Virtu Financial Singapore Pte. Ltd.

金融商品取引業 MAS[シンガポール金融管理局]

◆26 ディグリーズ グローバル マーケッツ ピーティーワイ リミテッド

26 DEGREES GLOBAL MARKETS PTY LTD 金融商品取引業 ASIC[オーストラリア証券投資委員会]

※当社、当社のカバー取引先又は資金預託先の財産状況が悪化した場合、お客様への証拠金その他資金の返還が困難になる等、お客様に損失が発生する可能性があります。

2. CFD取引の仕組みについて

CFD取引は、金融商品取引法及び商品先物取引法の他の関係法令及び日本証券業協会若しくは日本商品先物取引協会の規則を遵守して行います。

(1) 取引の方法

CFD取引はインターネット専用のサービスです。

(2) 取扱銘柄及び必要証拠金及び投資可能金額

取扱銘柄及びこれに係る必要証拠金（証拠金率）等は、楽天CFD取引ルールをご参照ください。なお、当社は、経済情勢等の変化に伴い法令に定める範囲内において必要証拠金（証拠金率）を変更する場合があります。

商品CFD取引では、口座開設時にお客様に投資可能資金額を申告いただく必要があります。投資可能資金額とは、商品CFD取引により損失を被ってもお客様の生活に支障のない範囲で定める資金額であり、お客様が商品CFD取引における損失として許容できる金額をいいます。当社では、口座開設時にお客様から申告いただいた商品CFD取引に係る投資可能資金額をもとに定期的にお客様の損失状況をモニタリングし、当社が定める取引基準に抵触した場合、お客様の商品CFD取引の新規取引を一定期間停止させていただく場合があります。

(3) 取引手数料及び諸料金等

取引手数料は無料です。ただし、経済情勢等の変化により、有料とする場合があります。なお、お客様が負担すべき公租公課、その他の賦課金、取引手数料及びその他の負担費用等について、当社が立て替えた場合、お客様は当社から当該立替金の請求があり次第、当社が指定する期限及び方法等によりこれを支払うものとします。なお、当社は、お客様からの指示により例外的な取り扱いを行った場合は、当社の要した実費及び役務提供に要した費用等をお客様に請求する場合があります。

(4) 価格提示

当社は、原則として買気配（=お客様の売値「ビッドレート」といいます）と売気配（=お客様の買値「アスクレート」といいます）の両方の価格を同時に提示いたします（この提示方法を「2Way方式」といいます）。当社は通常、カバー取引先から提示される価格を参考に当社基準において価格提示を行います。相場急変時や、カバー取引先の状況に変更が生じたことから、カバー取引先からの価格提示がないなど、マーケットの実勢価格が提示できないと当社が判断した場合には、価格提示を停止し、お客様のお取引ができなくなる場合がございます。当社が価格提示を停止しており、それを再開するときについては、カバー取引先のうち一社以上から価格提示を受け、その価格がマーケットの実勢価格であると当社が判断した場合に、価格提示を再開します。ただし、相場状況等によっては、価格を提示するカバー先の数によらず、価格がマーケットの実勢価格であるか否かを当社が判断し、お客様への価格提示の停止・再開を行う場合があります。また、当社の提示価格がマーケットの実勢価格から明白に乖離したと当社が認める場合は、当該提示価格の訂正又は取消を行う場合があります。

(5) 成行注文の執行等

当該注文は、注文価格を指定せずに売買する注文です。取引画面に表示されている価格で約定することを保証するものではありません。お客様が既に保有する建玉の必要証拠金を有効証拠金から差し引いた余剰証拠金額が、約定しようとする当該注文の必要証拠金と比較して下回っていた場合、当該注文は約定しません。

(6) 指値・逆指値注文の執行等

お客様から発注された指値・逆指値注文であって、約定対象となったものは、システム上、速やかに約定執行されます。但し、当社の提示レートがその注文のレートに達した場合でも、カバー取引先が提供する流動性、その他事情により約定しない場合があります。また、提示レートがマーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた場合は、注文を執行しない場合があります。

(7) スリッページ

成行注文は、注文価格を指定せずに売買する注文のため、取引画面に表示されている価格と実際に約定をする価格との間に相違が生じる場合があります。当該相違は、お客様にとって有利な場合もあれば、不利な場合もあります。

指値注文は、当社の提示レートがお客様の注文レートと一致するか、お客様の注文レートより有利な場合に、当該提示レートで約定します。

逆指値注文は、当社の提示レートがお客様の発注した逆指値注文のレートに達した場合、又は超えた場合、その提示レートで約定します。但し、市場価格が一方向にかつ急激に変動した場合、逆指値注文が意図した価格よりも著しく不利な価格で約定する可能性があり、意図していない損失を被ることがあります。

(8) 指値・逆指値注文の訂正・取消

お客様が発注された指値・逆指値注文が約定していない場合には、注文レート、決済レート、及び有効期限の訂正又は注文の取消を行うことができます。注文を訂正・取消される場合には、お客様は、注文変更または取消画面より訂正入力又は取消入力を行っていただきます。また、注文の各項目の訂正につきましては、注文の形態や状況により、訂正できないことがあります。

また、当社は、お客様の売買注文について約定しない可能性が高いと認められる場合等、当社の判断でお客様の注文を取り消す場合があります。

(9) 約定の訂正・取消

約定されたお客様の取引は、原則として、訂正又は取消等はいたしません。また、お客様の手違い等による注文が約定した場合でも、当社は一切の責任を負わず、当該約定した取引は訂正等をいたしません。ただし、次に掲げる項目に該当した場合は、当社の判断において本来あるべき価格での約定に訂正させていただく又は約定の取消を行う場合があります。その場合、当社からお客様に対し、速やかにご連絡いたします。(連絡方法は取引画面内のお知らせ、Eメール、電話等、状況により異なります)

- ① 当社が不正と認めた取引において約定した場合
- ② マーケットの実勢レートから明白に乖離していると当社が認めた当社提示レートで約定した場合
- ③ システム障害等が発生している際に約定した場合
- ④ お客様が本説明書及び楽天CFD取引規定のほか、当社の総合証券取引約款、その他付随関連する規定、規則、取引ルール等（以下、「約款等」といいます）について違反した場合

⑤ その他、当社が必要と認める場合

(10) スプレッド

スプレッドとは買値（ASK）と売値（BID）の差額です。買値（ASK）は売値（BID）よりも高くなっています。スプレッドは取引対象により異なります。また、スプレッドは市場の流動性、価格変動、取引時間等の要因により変動します。

(11) 建玉の決済

建玉は、建玉と同一銘柄の決済注文が約定することにより、差金決済の方法で決済が行なわれます。決済注文は、建玉に決済指値レートあるいは決済逆指値レートを設定することで発注できます。

(12) 受渡日

C F D口座（指数C F D口座、商品C F D口座及びバラエティC F D口座の総称を指す。以下、同じ。）は、原則として受渡日の概念を持たず、決済（反対売買）取引で確定した差損益額は、直ちに口座の証拠金残高に加減算されます。また、調整額も未決済建玉に付与された時点で証拠金残高に加減算されます。

(13) 両建て

お客様ご自身の意思により同一銘柄の新規の買い注文と新規の売り注文を発注し、両方の注文が約定することによって売建玉と買建玉を同時に保有することとなる「両建て」を行うことができます。両建ての際には、売建玉及び買建玉それぞれの建玉で別々に計算された必要証拠金の差し入れが必要となります。

なお、両建ては、決済する際に売建玉と買建玉に対してそれぞれ決済取引が必要となるため、お客様は二重のスプレッドを負担することとなり、また、建玉を持ち越した場合は調整金においても支払超過となる場合が生じ、経済合理性を欠く取引となりますので、お勧めはいたしません。

(14) 証拠金

① 証拠金の差入れ

（C F Dマスター口座への差し入れ）

お客様がC F D口座で新規の注文をされるときは、あらかじめ必要な証拠金（必要証拠金）以上の証拠金を日本円で事前にお客様のC F Dマスター口座に差し入れていただく必要があります。お客様の総合証券取引口座からC F Dマスター口座への振替手続きが完了した時点で新規の注文が可能となります。

（C F D口座への差し入れ）

C F Dマスター口座から各C F D口座への証拠金の差し入れは、C F Dマスター口座にお取引に十分な金額が差し入れられている場合には、新規取引時に自動的に各C F D口座に必要な額の振替が行われますので、C F Dマスター口座から各C F D口座へ個別に差し入れをおこなっていただく必要はありません。ただし、必要証拠金以上の証拠金を特定のC F D口座に差し入れたい場合には、iSPEED またはマーケットスピード II から振替を手動で行って頂くことも可能です。

（C F D口座からC F Dマスター口座への証拠金の振り戻し）

各C F D口座において差し入れられた証拠金は、①決済などにより当該C F D口座に建玉がなくなった

場合、かつ、②注文中の注文が該当CFD口座にない場合に、ニューヨーククローズ時点でCFDマスター口座に自動的に振り戻されます。

② 必要証拠金率

CFD取引の必要証拠金の計算式は以下のとおりです。

必要証拠金 = 約定価格 × Lot 数 × 取引単位 × 換算レート × 必要証拠金率

③ 利息

お客様が当社に差し入れた証拠金及び取引により生じたお客様の決済益や調整金に対して利息は付きません。

④ CFD口座と総合証券取引口座間の資金振替

CFDマスター口座から資金を総合証券取引口座へ振り替えた場合、振替先の口座には、通常、リアルタイムで反映されます。

また、総合証券取引口座からCFDマスター口座へ振り替えた場合は、振替額がリアルタイムで反映されます。なお、システムメンテナンスを行っているなどの場合は、資金の振替ができません。詳細につきましては、当社のウェブページをご参照ください。

⑤ 証拠金の引き出し

CFD口座からの証拠金の出金は、お客様の銀行口座へ出金余力の範囲内でお手続きいただけます。

⑥ 証拠金の種類

CFD取引で取り扱う証拠金は、現金（円貨のみ）となります。株式等の有価証券で代用することはできません。

⑦ 証拠金の返還

お客様の証拠金が、当社の定める必要証拠金の額を上回っている場合、お客様は、当社の定めに従い、その超過額の全部又は一部の返還を当社に請求することができます。

(15) ロスカットルール

CFD取引では、証拠金以上の損失を回避するため、一定間隔（原則取引価格更新の都度）でお客様の余剰証拠金を計算し、いずれかのCFD口座の証拠金維持率が50%未満になった時点で当該CFD口座内の全ての建玉が強制決済されます。但し、当社は、ロスカットルールによる決済注文の執行を保証するものではなく、システム障害やその他の原因（以下、「システム障害等」といいます。）により、予定された通りに決済注文が執行されない場合もあります。また、当社がレート提示を停止した場合、その後の相場の動向によっては、レート提示再開と同時にロスカットの対象となる可能性があります。ロスカット水準は、ロスカットルールが適用され決済注文が執行される水準であり、必ずその水準で証拠金が保全されることを約束するものではありません。従ってシステム障害等が発生した場合や当社がレート提示を停止した場合、あるいは相場が急激に変動したなどの場合には、想定以上の損失が発生し、その損失が証拠金の額を上回る場合もあります。証拠金を上回る損失が生じた場合は、「(14) 証拠金、①証拠金の追加差入

れ」に定めるお手続きが必要となります。

(16) 追加証拠金（追証）制度について

C F D口座では、追加証拠金（追証）の仕組みがあります。いずれかのC F D口座の証拠金維持率が、取引終了時点において100%未満になると、当該C F D口座は追証と判定されます。

お客様は、事前に定められた入金時限までに、C F Dマスター口座から追証と判定されたC F D口座へ不足金の入金又は振替を実施していただくか、当該C F D口座の建玉の全部または一部の決済を行うことで、追証状態を解消していただく必要があります。

入金時限までに上記解消がなされない場合には、当該C F D口座の全建玉の強制決済を実施します。銘柄により取引時間でない建玉の強制決済は、取引時間が開くのを待って執行されます。また、強制決済は、追証と判定されたC F D口座の全建玉の建玉解消が完了するまで続きます。

(17) 決済に伴う金銭の授受

① 決済について

C F D取引の決済は、反対売買によって行っていただきます。

② 決済代金について

差金決済に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金額について行われます。

取引数量 × 約定価格差

※ 約定価格差とは、売付取引と買付取引の約定価格の差をいいます。

※ 外貨による決済損益は当社の定める為替レートで円換算します。

(18) 決済損金の不足

建玉の決済による損失が有効証拠金の額を上回り、不足金が発生した場合には、お客様は翌々取引日午後3時まで当該不足金が発生したC F D口座に不足金を差し入れていただく必要があります。

不足金が発生した場合、C F Dマスター口座から総合証券取引口座への振替も一時的に制限されますので、不足金入金後に当社カスタマーサービス部へロック解除を依頼ください。お客様から不足金入金期限までに当該不足金のご入金がない場合は、当社はお客様に通知することなく、当社のC F D口座の受入証拠金あるいは総合証券取引口座等でお預かりしている預り金の他、当社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座に記録しているお客様の有価証券、その他当社がお預かりしている外国通貨等を当社の任意でお客様の計算により処分して、適宜債務の弁済に充当することができるものとします。また、同時に信用取引口座や先物・オプション取引口座をご開設のお客様が、信用取引、先物・オプション取引によって発生した不足金、又はその他の不足金が発生し、それらの取引等にかかる受渡日・入金期日等までに当該不足金のご入金がない場合、当社はお客様に通知することなく、証拠金を当該不足金に充当できるものとします。

(19) 課税上の取扱いについて

個人のお客様が行ったC F D取引で発生した利益（反対売買により確定した差益及び調整額の収益）は、2012年1月1日の取引以降、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告が

必要となる場合があります。また、その損益は、確定申告をすることによって差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。なお、税率は、所得税が15%、地方税が5%ですが、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間につきましては、これまでの税率20%に復興特別所得税0.315%が加算されることとなります。

金融商品取引業者は、お客様のCFD取引について差金等決済を行った場合には当該お客様の住所（又は所在地）、氏名（又は法人名）、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出することが義務づけられています。

以上は、CFD取引における一般的なお取扱をご案内したのですが、お客様によっては上記記載と異なる取扱となる場合がございますので、所轄の税務署もしくは税理士等の専門家にご確認ください。

3. CFD取引の手続きについて

お客様がCFD取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

① 本説明書（契約締結前交付書面）等の確認

はじめに、当社が電子交付する本説明書（契約締結前交付書面）、楽天CFD取引ルール及び楽天CFD取引規定を熟読いただき、CFD取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において楽天CFD口座（CFDマスター口座及び各CFD口座）の開設を行ってください。

② 楽天CFD口座の設定

CFD取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に総合証券取引口座を開設していただく必要があります。総合証券取引口座を開設した後、メンバー画面より、楽天CFD口座の開設手続きをお願いいたします。本説明書等はお手続きの際に電子交付され、それぞれの内容にご同意いただきます。また、楽天CFD口座の開設に当たり、お客様には事前に当社所定の質問事項にお答えいただき、当社の口座開設基準等に基づく審査を経ていただく必要があります、審査の結果、口座開設をお断りする場合がございます。

(2) 注文の指示事項

CFD取引は、スマートフォン（一部ご利用になれない機種がございます。詳しくは当社ウェブページの推奨環境でご確認ください）またはPC（Windows）でお取引いただけます。

※ カスタマーサービス部のオペレータ経由によるお電話でのご注文は承ることはできません。

【ご注文に際しての入力項目】

- ① 銘柄
- ② 売買の別
- ③ 新規・決済の別
- ④ 注文数量
- ⑤ 注文の種類および関連する事項
- ⑥ 注文レート
- ⑦ 注文の有効期限（基本的に本日までですが、その他の選択肢に設定可能です）

(3) 注文方法

注文方法は、大きく2種類の方法があります。

① スピード注文

C F D取引の BID 価格(買い気配)と ASK 価格(売り気配)を同時に表示する 2WAY 方式で、お客様がそのいずれかの価格を指定することで取引が執行される注文方法です。新規注文、決済注文のいずれも執行可能ですが、執行する取引全てを新規注文とする場合には、両建て取引として執行する必要があります。また決済注文時には、取引の都度、建玉を指定することが可能であるほか、事前に設定した優先順位に従って決済注文を執行することも可能です。

② 通常注文

通常注文では、成行き、指値・逆指値注文が基本です。新規注文に対して、決済指値と決済逆指値注文を設定することができます。1つの新規注文に設定された決済指値と決済逆指値注文はOCOの関係となっており、またどちらか一方のみを発注することも可能です。新規注文の指値・逆指値注文と決済指値と決済逆指値注文を組み合わせることで、I F D注文とI F O注文を発注することができます。詳しくは、楽天C F D取引ルールをご参照ください。

(4) 証拠金の差入れ

C F D取引の注文をするときは、あらかじめお客様のC F Dマスター口座にお取引の用に供する証拠金を差入れていただきます。証拠金の差入れは、証券総合口座画面からお客様ご自身でC F Dマスター口座にお振替えください。

(5) 反対売買による建玉の決済

保有されている建玉の反対売買に相当する取引が成立した場合には、約定数量分が保有建玉から減少します。C F D取引では、建玉の建値は約定ごとに表示され、特定の建玉を指定した決済が可能です。

(6) 取引手数料

C F D取引手数料は無料です。ただし、買値(ASK)と売値(BID)との間にスプレッドがあり、相場環境又は時間帯により変動し、スプレッドが拡大することがあります。

(7) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、報告対象期間において約定した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決建玉の残高、年間の損益を記載した「取引報告書兼証拠金受領書」及び「取引残高報告書」を作成して、電磁的方法によりお客様に交付いたします。

(8) 交付書面の確認

当社がお客様へ電磁的方法により交付した「取引報告書兼証拠金受領書」、「取引残高報告書」及びその他当社が必要に応じて通知した書面等の内容は、当社がお客様の閲覧に供した後、必ずご確認くださいようお願いいたします。また、「取引報告書兼証拠金受領書」、「取引残高報告書」につきまして、内容に相違又は疑義が生じた場合には、発行後、速やかに当社にご連絡ください。ご照会やご異議の申し立て等がない場合には、その内容をご了承いただいたものとさせていただきます。

(9) 楽天CFD口座の解約又は取引の制限

楽天CFD口座のみの解約は受付けておりませんが、お客様のご要望によりログインおよびお取引に制限をかけることは可能です。また、お客様が金融商品取引法を始めとした法令諸規則又は当社が定める各種規定やルール等に違反した場合又は一定期間内にお取引がない場合等においては、ログインおよびお取引に制限をかけさせていただく場合がございます。

4. 店頭デリバティブ取引にかかる禁止行為

1. 証券・その他CFD

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした証券CFD取引、又は顧客のために証券CFD取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為以下、「証券CFD取引行為」といいます。) に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- (1) 証券CFD取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために証券CFD取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- (2) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて証券CFD取引契約の締結を勧誘する行為
- (3) 証券CFD取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、証券CFD取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の証券CFD取引のあった者および勧誘の日に未決済の証券CFD取引の残高を有する者に限り）に対する勧誘は禁止行為から除外されます。）
- (4) 証券CFD取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5) 証券CFD取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該証券CFD取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該証券CFD取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 証券CFD取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (7) 証券CFD取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (8) 証券CFD取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (9) 証券CFD取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10) 本書面の交付に際し、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況および証券CFD取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- (11) 証券CFD取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- (12) 証券CFD取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
- (13) 証券CFD取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- (14) 証券CFD取引契約に基づく証券CFD取引行為をすることその他の当該証券CFD取引契約に基づく債務

の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為

- (15) 証券CFD取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- (16) 証券CFD取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該証券CFD取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により証券CFD取引をする行為
- (18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の証券CFD取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として証券CFD取引をする行為
- (19) 証券CFD取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
- (20) 証券CFD取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う証券CFD取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (21) 証券CFD取引につき、顧客が預託する証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額（株価指数CFDは想定元本の10%）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- (22) 証券CFD取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額（計算上の損益を含みます。）が金融庁長官の定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- (23) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって不利な場合）には、顧客にとって不利な価格で取引を成立させる一方、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方が顧客にとって有利な場合）にも、顧客にとって不利な価格で取引を成立させること
- (24) 顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること（顧客がスリッページを指定できる場合に、顧客にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲が、顧客にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。）
- (25) 顧客にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、顧客にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

2. 商品CFD

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、顧客を相手方とした商品CFD取引、又は顧客のために商品CFD取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「商品CFD取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- (1) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げて商品CFD取引の勧誘をすること
- (2) 商品CFD取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
- (3) 商品CFD取引の申込みを行わない旨の意思（申込みの勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対し、商品CFD取引の申込みの勧誘をすること
- (4) 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方で商品CFD取引の申込みの勧誘をすること
- (5) 商品CFD取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び商品CFD取引の勧誘である旨を告げた上でその勧誘を受ける意思を確認することをしないで勧誘すること
- (6) 商品CFD取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品CFD取引契約の締結を勧誘すること
- (7) 顧客の指示を遵守することその他の商品CFD取引契約に基づく顧客に対する債務の全部または一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
- (8) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること
- (9) 商品CFD取引行為につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること
- (10) 商品CFD取引行為につき、決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること
- (11) 商品CFD取引行為又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること
- (12) 商品CFD取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該商品CFD取引契約の締結を勧誘すること
- (13) 商品CFD取引行為に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること
- (14) 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないとして認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること
- (15) 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該個人顧客がその計算において行った商品CFD取引を決済した場合に当該個人顧客に生ずることとなる損失の額が、当該個人顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする商品CFD取引の決済（以下、「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理態勢を整備していない状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること
- (16) 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該商品CFD取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること
- (17) 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該商品CFD取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（以下、「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該

商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品CFD取引を行うこと

- (18) 個人顧客を相手方として商品CFD取引を行う場合において、その営業日ごとの一定の時刻における当該商品CFD取引に係る取引証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足するにもかかわらず、速やかに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該商品CFD取引を行うこと
- (19) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行う商品CFD取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (20) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、売付けの価格（価格に相当する事項を含む。）及び買付けの価格（価格に相当する事項を含む。）の双方がある場合に、これらの価格を同時に提示しないこと
- (21) 個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために商品CFD取引行為を業として行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと
- (22) 商品先物取引法施行規則第102条の2第2号又は第3号の規定に掲げる行為により商品CFD取引契約を締結した場合において、当該商品CFD取引契約の内容とされた同条第2号ハ又は第3号ハ（1）から（3）までに掲げる事項に反して取引を行うこと
- (23) 当該商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第102条の2第2号又は第3号に掲げる行為を行うこと
- (24) 商品CFD取引につき、当該商品CFD取引について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (25) 商品CFD取引につき、自己又は第三者が当該商品CFD取引商品CFD取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (26) 商品CFD取引につき、当該商品CFD取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (27) 顧客の知識、経験、財産の状況及び商品CFD取引契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行って顧客の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがあること
- (28) 商品CFD取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本書面を交付した上で、本書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該商品CFD取引を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと

5. 当社の概要及び本取引に関する連絡先

当社の概要

商 号 等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第 195 号、商品先物取引業者
本 店 所 在 地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加 入 協 会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
資 本 金	19,495 百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333(通話料有料)

受付時間 平日8:30～17:00(土日祝・年末年始を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日を除く)

日本商品先物取引協会(日商協)「相談センター」のご案内

日本商品先物取引協会・相談センターは、商品先物取引業務に関するお客様からの相談、苦情の受付窓口として、また、紛争を解決するための仲介手続きの窓口として設置・運営されている機関です。

住所：〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番11号 日庄ビル6階

電話番号：03-3664-6243

受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日を除く)

6. CFD取引に関する主要な用語

- (1) 必要証拠金（ひつようしょうこきん）
建玉を新規に建てる、あるいは建玉を維持する為に必要な証拠金をいいます。
- (2) 売建玉（うりたてぎょく）
売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。売建玉ともいいます。
- (3) 残高（ざんだか）
お客様がCFD口座に差し入れた証拠金のことをいいます。なお、取引によって発生した決済損益やスワップポイントの授受は、口座の「残高」への入出金をもって受け払いされます。
- (4) 証拠金維持率（しょうこきんいじりつ）
$$(\text{有効証拠金} \div \text{必要証拠金}) \times 100$$
- (5) 買建玉（かいたてぎょく）
買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。買建玉ともいいます。
- (6) カバー取引（かばーとりひき）
金融商品取引業者が顧客を相手方として行うCFD取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該CFD取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行うCFD取引をいいます。
- (7) ロスカット（ろすかっと）
CFD口座では、お客様の証拠金維持率が当社の定める基準値以下となった場合に、お客様の計算において当社が決済取引を行うことです。
- (8) 決済注文（けっさいちゅうもん）
新規で発注された建玉を手仕舞う（建玉を減じる）ために行う取引で、建玉を指定して行う反対売買取引をいいます。
- (9) 差金決済（さきんけっさい）
決済にあたり、当該銘柄の売買の価格差により算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
- (10) 未受渡売買損益（みうけわたしばいばいそんえき）
差金決済が終了したことにより確定した損失及び利益で、受渡日を迎えないことにより、未だ受入証拠金に反映されていない金額をいいます。
- (11) 参照原資産（さんしょうげんしさん）
当社が参照している店頭デリバティブ取引の対象となる資産のことです。
- (12) 原資産市場（さんしょうしじょう）
原資産が取引されている取引所のことです。
- (13) 価格調整額（かかくちょうせいがく）
当社のカバー取引先より提供された価格調整額を元に算出いたします。当社が定める日の取引時間終了時点で建玉を保有していた場合に発生します。
- (14) 金利調整額（きんりちょうせいがく）
当社のカバー取引先より提供された金利相当額を元に算出いたします。建玉を取引時間終了時点で保有していた場合に発生します。
- (15) 配当調整額（はいとうちょうせいがく）
当社のカバー取引先より提供された配当相当額を元に算出いたします。配当相当額は、権利付最終日に建玉を取引時間終了時点で保有していた場合に発生します。

- (16) 建玉（たてぎょく）
CFD取引における建玉とは、買い建て・売り建て取引によって生じた持ち高、あるいは通貨や数量などの持ち高状況のことをいいます。建玉ともいいます。
- (17) デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）
その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
- (18) 値洗い（ねあらい）
建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
- (19) 未決済建玉評価損益（みけっさいたてぎょくひょうかそんえき）
買建玉あるいは売建玉に係る評価益又は評価損で、現在の価格により算出されたものをいいます。
- (20) 両建て（りょうだて）
決済取引をせず、同一商品、同一通貨の組み合わせで買建玉と売建玉を同時に持つことです。
- (21) スリッページ（すりっぺージ）
スリッページとは、お客様の注文時に表示されているレート又はお客様が注文時に指定したレートと実際に約定するレートとの相違を言います。
- (22) 取引日・営業日（とりひきび・えいぎょうび）
取引日とは、原則、土曜日、日曜日及び1月1日以外の日を行います。また、営業日とは、土曜日、日曜日、日本の祝祭日及び当社が任意に休日と定めた日以外の日を行います。
- (23) GTC（じーていーしー）
GTCとはGood Till Cancelの略で、注文が成立、もしくはキャンセルされるまで有効な注文方法です。

(2024年3月)